

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

原告 阿部宣男

被告 松崎 参

平成27年8月10日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

準 備 書 面 (1)

原告訴訟代理人弁護士

小川 隆太郎



同

小田川 綾音



同

高井 信也



同

中島 広勝



同

永里 桂太郎



同

細 川 潔



同

本田 麻奈弥



同

山下 優子



同

渡邊 彰悟



第1 被告準備書面（2）第2の1について

1 「被告の Twitter 及び Facebook での発言は政治活動そのものであること」について

(1) 被告準備書面第2・1（1）乃至（3）の主張について

これらの被告主張は抽象論としては争わない。

(2) 被告準備書面第2・1（4）「被告の Twitter 及び Facebook での発言は政治活動上の発言であること」について

被告は、その言論が、原告に対する人格攻撃の要素は皆無であるとするが、争う。原告がこれまで訴状や請求の変更の申立のなかで明らかにした表現を到底政治活動上の発言と捉えることはできない。

被告が「ホタル飼育事業が不適切であったと考えた根拠」については否認する。

原告の「ナノ銀除染」の情報伝達は、被告がいうような「科学的根拠に欠ける虚偽の情報を流布・拡散」というものではなく否認。また、虚偽の情報でもないから、「危険」という問題もない。

上記で述べたとおり、被告の発言は、原告に対する人格攻撃としか言いようのないものであり（訴状第7、請求の変更の申立3を参照）、政治的言論として保護される対象ではない。

第2 被告準備書面（2）第2の2について

1 「(1)」の被告の Twitter 及び Facebook における発言の経緯について

(1) 「ア」のホタル館の存廃問題について

第一及び二段落は認める。

第三段落のうち、ホタル館の運営と維持に年間で約3700万円の公費を必要としたこと、及び25年間で総額10億円の税金を費やしてきたことは認め、批判的意見も少なくはなかったという点は否認する。被告自身も認めるように、ホタル館の夜間特別公開には毎年大勢の区民が参加してきており、板橋区民の多数の支持を得てきたことは明らかである。事実、ホタル館

が運営されてきた25年間の間で本件以外にホテル館の存廃が問題となったことはない。仮に批判的意見を持つ者がいるとしても、それは極めて少数の例外的存在である。

第四段落については不知。もっとも、被告が区議会議員という社会的影響力を有する立場であることに鑑みれば、ホテル館の存廃を論ずる際には、職務上要求される高度の注意義務に基づき裏付け調査を行った上で発言することが求められることは当然である。

(2) 「イ」の板橋区資源環境部環境課による調査について

ア 第一段落のうち、2014（平成26）年1月27日に板橋区資源環境部環境課によってホテルの生息調査が行われたこと、その調査報告書には発見されたホテルの幼虫は2匹だけであり未発見のホテルを推計しても23匹にしかならないと記載されていること、原告が同調査の実施前はホテル館では約2万匹前後のホテルを飼育していたと板橋区に対して報告していたことは認める。

しかし、被告が2014年1月27日の調査の結果、「ホテル館への疑惑が確信に変わった」としている点は、被告の言論の根拠の薄弱さを物語っている。この調査に対しては様々な批判があり、専門家も再調査等を求めている（甲30の資料19乃至23参照）。ちなみに甲30として提出する意見書及び資料は2014年3月22日付のものであるし、同年4月3日にも「板橋区ホテル生態環境館職員の懲戒免職問題と板橋区の不正に関して」と題して原告が記者会見を行った際にもほぼ同様の内容が公表されており（甲31）、この内容を精査すれば、生息調査の杜撰さは理解できたはずであった。

被告が、かかる調査結果を客観的な事実であるという趣旨で取り上げているのであれば、その調査結果についての正確性は否認し、そのことを所与の前提とすることは誤っていることを指摘しておく。

イ 第二段落のうち、原告が、区の杜撰な調査方法によりホテルの幼虫が死んで流されたという主張を行っていることは認め、その余は否認ないし争う。

同調査の調査方法が極めて杜撰であったことは、その後の事実や記録からも明らかである。

数万匹の幼虫が死んだはずであるのに1匹の死骸も見つかっていないという点を被告は執拗に指摘しているが、その指摘そのものが不合理であることをなぜいまだに理解できないのか原告としてはまったくわからない。

同調査は板橋区環境課が現場の責任者ともいうべき原告に対して事前の通告なしに突然に実施されたものであり、調査に対して原告を含めた現場関係者（ボランティア）は関与することは許されない状況にあった。調査は一方的に実施され、その時の状況はある一人のボランティアが携帯の動画に収めるのが精いっぱいであり、状況を把握し、状況を客観化することは著しく困難であった。このような板橋区の一方的な調査のあり方を問わずに、原告を含めた現場の者がホタルの死骸の証拠を残していないことをなぜ論難できるのか、その偏頗性こそが問われている。

しかも、客観的な状況としては、当時のホタル幼虫は極めて小さく、そのことを理解していなかった調査を担当した業者（株式会社自然教育センター）は、その幼虫の存在をまったく一匹も認識できない業者であった。たまたま越年したと思われる終齢幼虫を2匹発見したにすぎず、ホタルの生態に関する専門性のかげらもない業者であった。いずれにしても、そのときの幼虫が流れたとした場合に、その流れた幼虫をその場でとりあげることは現場の人間には到底できる状況でなかった。そのときの状況を見捨て、証拠がないかのように言い募る発言は、無理難題を押し付ける一方的なものであって、およそ議員としてあるまじきものである。

ウ 第三段落については不知。上記のとおり、被告が、かかる調査結果を客観的な事実であるという趣旨で取り上げているのであれば、その調査結果についての正確性は否認。

エ 第四段落のうち、調査後の区議会区移民環境委員会において資源課長が「他所からホタルを持ち込んだとの証言がある」と答弁したことは認め、その余は

不知。但し、「持ち込んだとの証言」についての客観性はなんら示されていないことを指摘しておく。

(3) 「ウ」の板橋区資源環境部環境課による継続調査について

ア 第一段落のうち、「ホテル館の生息調査については、被告同様、板橋区も疑問を抱いており、同区の資源環境部環境課がホテル館の継続調査を行った」とある点については、場合を分けて認否する。

① 被告の主張する資源環境部環境課による調査が「板橋区ホテル生態環境館のありかた検討」の中での調査を指す場合

このありかた検討は資源環境部環境課によって行われたものであるが、被告のその余の主張は否認する。

資源環境部環境課による「板橋区ホテル生態環境館のありかた検討」が2013年5月頃からなされた事実は存在するが、この検討は、平成24年に板橋区が行政評価を行い「厳しい財政状況及び施設の老朽化に鑑み、廃止の方向を含めた検討を進める」こととなり、そのためのものであって、ホテルの生息状況に対する疑問が出発点では決してない(甲32)。

ちなみに、「板橋区ホテル生態環境館のありかた検討」については、平成26年5月に検討結果が公表されており、その中の「Ⅲ 検討経過」には、以下のように検討のなされたことが記されている(同)。

「Ⅲ 検討経過

平成25年5月・6月 担当者との打合せ

平成25年8月 第1回検討会 〃 足立区のホテル飼育施設の調査・視察

〃 渋谷区のホテル飼育施設の調査・視察

〃 東京都夢の島熱帯植物館の調査・視察

平成25年10月 足立区のホテル飼育施設の調査・視察

平成25年11月 第2回検討会

〃 担当者との打合せ

平成25年12月 ホテル等生息調査実施検討

平成26年1月 日本ホテルの会関係者からのヒアリング

〃 ホタル等生息調査実施

平成26年4月 第3回検討会

その他、適宜、情報交換等を行った。

この報告書（以下「あり方報告書」）からわかるのは、原告からの事情聴取は一切存在しないということである。平成25年5月・6月に「担当者との打ち合わせ」とあるが、この担当者が原告を指しているかどうかはわからないし、原告としては打ち合わせをした記憶もないし、何よりも生息調査の半年以上も前の話である（生息調査後の検討等は上記下線部のみである）。また、平成25年11月にも、担当者との打ち合わせがあるとされているものの、これについても同様の状況である。

また、被告は同調査において「他区のホタル飼育施設の視察や専門家の意見の聴取を行い、多くの情報を把握したうえで、原告からもヒアリングを十分に行い、さらにホタルの成虫を持ち込んでいたことという発言についても調査対象としている」とするが、少なくとも、原告は被告の資源環境部環境課から「ヒアリング」を受けたことすらなく、否認する。当然であるが、ヒアリングのない以上、「ホタルを持ち込んでいたという発言についても調査対象としている」ということもない。もちろん、あり方報告書には、ホタルの持ち込みに関する記述は皆無である。

② 被告の主張する調査が「乖離報告書」に向けた調査を指す場合について乖離報告書の調査も資源環境部環境課によってなされている（乙2）。

乖離報告書に向けた調査においても、やはり「多くの情報を把握したうえで、原告からもヒアリングを十分に行い」という事実は否認する。

そもそも1月27日の生息調査の後で、原告が板橋区資源環境部環境課から事情聴取を受けた事実は一切ない。被告はこのようなヒアリングがなされていないことを十分に承知しているはずであり、事実を歪めて印象操作をしようとする悪質な試みとしか思えない。

ちなみに、原告に対する板橋区からのヒアリングとしては、平成26年2月13日・同月28日、3月13日の3回行われたものがあるが、これらは総務部人事課を中心に行われたものであって、原告に対する懲戒処分に向けての聴取であって、被告が主張するような経過でのヒアリングではなかった。そして、かかるヒアリングにおいてホテルの成虫を持ち込んでいたという発言についても調査対象としている」との点は、問答は一回のみでほとんど調査対象になっていないに等しい（送付嘱託に対する板橋区からの回答、平成26年2月13日事情聴取調書15頁参照）。

イ 第二段落のうち、ホテル報告書にホテルのDNA調査が行われた事実があることは認めるが、それが「ホテル館内に生息している」ものであったかは不明であるし、その結果についての信用性も争う。

ウ 第三段落のうち、被告がホテル館及び原告について、議会での質問やマスコミに対する情報提供、ソーシャルネットワークの利用を行ったことについては認め、その余は否認する。

被告は、原告本人及び代理人弁護士からの再三の申し入れにもかかわらず、原告らに十分な説明の機会を与えないまま、一方的に「インチキ」だと決め付け、原告の職務成績や研究成果を批判する一連の上記発信行為を行っており、それらが原告の社会的地位を低下させる名誉毀損行為であることは明白である。

2 「(2)」の名誉毀損行為について

(1) 「ア」について

ア 主張を争う。

なお、被告はホテル累代飼育における名誉棄損表現と、ナノ純銀についてのそれとを混同しているようなので、あえてここで指摘しておく。

訴状や請求の変更の申立てにもあるとおり、「インチキ」「エセ科学」等の表現は、被告はもっぱらナノ純銀についての発言で用いているものであって、ホテル累代飼育に関して、被告が「インチキ」「エセ科学」と論じたとは認識していない。正確に引用して反論されるように求める。

イ 本件で問題となっている被告の Twitter や Facebook 上における発言は、その文脈からすれば、「インチキ」「エセ科学」等の表現によって、原告の行ってきたナノ純銀による放射能除染の研究に対して、「ナノ純銀による放射能除染は不可能である」という事実を摘示し、原告の社会的評価を低下させる名誉毀損行為である。

(2) 「イ (ア)」について

ア 主張を争う。

イ 被告は、被告の発言以前に原告に対する社会的評価が低下していたと主張するが、そもそも被告の発言以前に原告に対する社会的評価が低下したなどという事実は認められない。

まず、平成25年3月6日の文部科学大臣の国会答弁については、下村文部科学大臣は、「私も関心のあるナノ純銀によるセシウム低減技術でございますが、日本原子力研究開発機構が関係の大学とともに二度にわたる試験を実施しましたが、残念ながら御指摘の効果は確認されなかったものと聞いております。」というように、日本原子力研究開発機構による試験ではナノ銀による放射能の除染効果は確認されなかったとするに留まり、ナノ銀による放射能の除染効果が不可能であるとするものではない。

次に、板橋区資源環境部環境課の生育数調査報告書においても、ホタルの累代飼育の実態がなかったなどという結論にはなっておらず、あくまで生育数調査によって発見されたホタル幼虫の個体数が報告されるに留まり、そのような調査結果となった原因については何ら言及されていない。

また、上記で指摘した点と関連して、被告はホタル飼育に関連して「被告による発言以前に、原告が発表していたホタルの累代飼育…について、科学的に検証に耐えうるものではない」との発言があったかのような前提で主張をされているが、このような発言があったのであれば、誰がいつこのような発言をされたのか明示して摘示するように求める。被告は主張の中で乖離報告書(乙2)を挙げているが、これが被告の発言の後に公表(平成27年1月)されていることは公知の事実であって、これを使ってホタル飼育に関す

る原告の社会的評価が被告の発言前に既に低下していたと主張することは、前後関係からみて論理的にありえず理解不能である。

(3) 「イ(イ)」について

ア 原告が茨城大学大学院理工学研究科博士後期課程の社会人特別選抜を経て入学を許可されたこと、選抜において原告が行ってきたホテルの累代飼育が「社会貢献」活動として評価されたこと、原告がTBSテレビで板橋区職員の上司からの指示により平成7年の飼育数について虚偽の報告を行ったことは認め、その余は否認ないし争う。

イ 原告は、TBSテレビ番組の中での取材に答えて、原告がホテルの飼育数についてある時期において虚偽報告をさせられていたということを、告白した。確かにそれは区の上司の指示であったとしても、原告としてずっと忸怩たる思いでいた部分であったため告白をしたのであって、この報道が原告のホテル研究者としての社会的地位を貶めるものでは全くない。もちろん、これは数字の水増しをしていたということであって、飼育の実態がないということなんら意味しないことは言うまでもなく、被告の「入学選抜合格の基準」云々の主張は、まったく意味をなさない。そもそも被告において、茨城大学大学院の入学選抜合格の基準なるものは知るはずもなく、被告の主張は何ら根拠を欠く妄言に過ぎない。

茨城大学は累代飼育の成功そのものを認めていたからこそ、大学に特別選抜し、原告がそれまで培ってきたホテルに関する様々な専門的知見をまとめ上げる機会を与えてくれたのであって、被告は、TBSでの原告の告白を極めて一面的にとらえ、我田引水・牽強付会な主張を展開しようとするものである。

ウ また、板橋区のホテル館生育調査がその調査主体及び調査方法等において全く信頼できないものであることは既に述べたとおりである。

エ なお、社会的地位が既に低下したとしても、さらに社会的地位の低下を招く表現行為を行えば、名誉毀損が成立することは既に述べたとおりである。

(4) 「イ(ウ)」について

ア 主張を争う。原告が、長年に渡ってホテルの累代飼育を行ってきたということは、これまで提出している甲11を中心とした原告のホテル飼育に関連した諸論文や長年の記録からも明らかである。したがって、「ホテルの累代飼育システム及び方法」(特許第3902476)が実態を欠くなどということはありません。

イ また、いくら被告が特許自体実態を欠くと考えたところで、それ自体に事実的根拠が欠落していることはこれまで訴状も含めて述べてきたとおりであって、原告において守られるべき社会的な地位が存在していたことは明らかであり、同特許技術の開発者としての社会的地位の低下をもたらす被告の表現行為が、違法な名誉毀損行為に該当することは明らかである。

第2 被告準備書面(2)第2の3論評における名誉棄損法理(論評と事実摘示の判別)に対する認否

被告は、被告準備書面(2)第2の3において「論評における名誉毀損法理(論評と事実摘示の判別)」との表題を記載している。

しかるところ、被告は、本件被告の言動について、具体的に論評と事実摘示を判別せず、裁判例を挙げて、根拠を示さず原告の言動を論評と断じた上で、その妥当性について論じている。

そこで、被告準備書面(2)第2の3については、裁判例に対する認否反論、及び、仮に原告の言動を論評だとした上での認否を行う。

1 「(1)」について

(1) 「ア」について

認める。

もっとも、平成元年12月21日最高裁判決も認めるように、論評の目的が専ら公益を図るものであること、論評の前提としている事実が主要な点において真実であることの証明があること、批判等が人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでないことを条件に、当該論評について名誉侵害

の不法行為の違法性を欠くとしている。

したがって、同判決も、公共の利害に関する事項に対する批判・論評が無条件に違法性を欠くとしてはいないことは明らかである。

そして、被告の言論については、その目的が専ら公益を図るものでないこと、前提事実の主要な点が真実であることの証明はできていないこと、批評等が論評としての域を逸脱していることもまた明らかである。

(2) 「イ」について

認める。

(3) 「ウ」について

認める。

もっとも、被告が指摘する東京高裁平成14年5月23日判決（以下「高裁判決という。」）は、県議会議員の不正行為（脱税）にかかる判決であり、判決中にも「・・・とりわけ国民による選挙等によって公の活動の場にその地位を得ようとする議員ないしその立候補者にかかる事柄である場合には、民主的政治の土台としての表現の自由・報道の自由が最大限に尊重されるべき・・・」とある。このように、東京高裁平成14年5月23日判決は、公職にある者の中でもとりわけ選挙で選ばれた議員を想定しており、単なる自治体の一般職員を対象としていないことは明らかである。

(4) 「エ」について

ア 第1段落について

争う。

先述したように、高裁判決は選挙で選出された議員を念頭においており、原告のような一般職員を念頭におくものではないのであるから、高裁判決に倣って本件を論ずるのは明確な誤りである。

イ 第2段落について

特に認否しない。

ウ 第3段落について

争う。

被告は「被告の本件各記述は政治的批判論評の典型例というべきもの」と一刀両断に述べる。

しかし、被告による本件各記述に関しては、訴状29頁以下（名誉毀損一覧表）に明らかなように、事実摘示であると思われるもの、事実摘示か論評か曖昧なもの、論評と思われるもの等がある。そして、被告準備書面（2）でもあげられているように、最高裁平成9年9月9日判決では、事実言明と論評の区別基準について以下のように述べられている。すなわち、「当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分は、やはり、事実を摘示するものと見るのが相当である。」

原告は被告に対して、各記述について、事実摘示か論評かを具体的に明らかにされたい。

なお、被告の各記述がたとえ政治的批判論評であったとしても、その目的が専ら公益を図るものでないこと、主要な点が事実であることの証明はできていないこと、批評等が論評としての域を逸脱している場合には、当該論評が違法性を帯びることは先述したとおりである。

(5) 「オ」について

認める。

2 「(2)」について

(1) 「ア」について

ア 第1段落について

争う。

詳しくは別途述べるが、被告が依拠する乙第2号証は著しく信用性が低い。これらの事実に鑑みると、原告は、軽率に、累代飼育が「科学的検証に耐えられない」（なお、累代飼育の場面では被告はかかる表現を用いていないことはすでに指摘した通りである）等と評価するに至ったといえる。

イ 第2段落について

被告が（本件記事1）（本件記事4）にあるような発言を行ったこと、及び、（議会発言）にあるような発言を行ったことは認める。

(2) 「イ」について

ア 第1段落について

このような考え方があることは認める。

イ 第2段落について

争う。

この点被告は、ナノ純銀による放射性同位体の半減期の減弱などは科学的検証に耐えないなどと主張する。

しかし、実際に原告は、訴状第2・3（2）で指摘したような様々な実証実験を繰り返し、ナノ銀による放射線低減効果を示す実験結果を得、いくつかの論文発表を行い、平成26年7月7日～9日には、東京大学弥生講堂で行われた第51回アイソトープ・放射線 研究発表会で発表している（甲第21号証 第51回アイソトープ・放射線 研究発表会プログラム）。

当該研究発表会において、原告は、平成23年5月から、5つの土壌試料を用いた系統的線量計測を開始したところ、ガンマ線量の減少について初期には鋭い減衰が存在したこと、及び、ホタル生態環境館の雨樋下の土壌を使った対照実験でも初期にはガンマ線量の鋭い減衰が見られたことを発表した（甲21）。

このように、原告はナノ銀による放射線低減効果について実証実験を重ね、それを研究者とともに発表にまで至っている。

これに対して、被告は単に「放射能同位体の半減期は放射性同位体ごとに定まる確率のみによって定まり、その期間は科学的環境には一切依存せ

ず、半減期は放射性同位体ごとの固有の期間となるものである」と主張するのみである。

原告は、これまで実証的な検討を積み重ね、これを報告してきているのであって、その結果は「科学的検証に耐ええない言説である」で済ませられるものではない。訴状の中でも論じているように、そのような結果に対して例えば「科学的に信じられない」という発言をすることと、その結果が「インチキ」「インチキ商法」「非科学的な妄言」とまで表現するのとでは全く意味が異なるということを原告は繰り返し述べてきた。原告は大震災後に懸命になって放射線によって汚染された福島を含めた地域の環境やこれからの社会のためになにをなしうるかを考えて、地道に検査結果を報告し、この結果を生かせないかという道を考えていた。その真摯な取り組みを「インチキ」「エセ」「非科学」と断ぜられることによる社会的信用の失墜の度合いは計り知れないのである。まさに被告によるこのような発言の継続はまさに原告に対する人格的な攻撃としか言いようがない。

(3) 「ウ」について

争う。

そもそも、高裁判決が前提としている論評の対象は、選挙で選出された議員であるのであるから、かかる高裁判決に依拠した被告の主張に意味はない。

なお、被告の論評の中に事実の摘示が含まれるのならば、違法性が阻却されるためには、表現行為が公共の利害に関する事実についてのものであること（事実の公共性）、表現行為の目的が専ら公益を図る目的であること（目的の公益性）、摘示事実が真実であると証明されること（真実性）または摘示事実が真実であると信じるについて相当の理由があること（真実相当性）が必要とされる。仮に被告の事実の摘示について、テーマの公共性、論評内容の合理性、公益目的があったとしても、それだけでは違法性は阻却されない。

第4 被告準備書面（2）4 事実の摘示であるとして名誉棄損には当たらないことに対する認否

1 「(1)」について

特に認否しない。

2 「(2)」について

原告が元板橋区職員であり、公務員であったこと、原告が行ってきたホテル飼育事業は、原告が板橋区職員として板橋区の事業として行ったこと、ホテル館の運営費用が年間約3700万円であったことは認め、その余は否認ないし争う

3 「(3)」について

(1) 第1段落について

特に認否しない。

(2) 第2段落について

被告が板橋区議会議員であることは認め、区政や税金の使途等について調査し問題があれば追及する立場にあることは一般論としては認め、その余は否認ないし争う。

(3) 第3段落について

ホテル館の運営費が年間約3700万円であったことは認め、その余は不知。

(4) 第4段落について

争う。

4 「(4)」について

(1) 「ア (ア)」について

否認ないし争う。

なお、板橋区が行ったホテルのDNA鑑定が信用できないこと及び累代飼育を否定する証拠とならぬことについては次回以降の準備書面において改めて主張する。

(2) 「ア (イ)」について

不知ないし争う。

(3) 「イ (ア)」について

原告の2011年3月14日のtwitter上に、被告が主張するような内容の書き込みがなされていること、それに対して被告が主張するような返信があったことは認め、その余は争う。

(4)「イ(イ)」について

知らないし争う。

(5)「イ(ウ)」について

ア 柱書について

争う。

イ ①について

動画サイトyoutubeに、平成23年12月10日付の実験の様子が掲載されていることは認め、その余は争う。

ウ ②について

知らないし争う。

エ ③について

実験で用いられた単位がシーベルトへ変更されていることは認め、その余は争う。

オ ④について

原告が、柏市からナノ銀を用いた放射性物質の低減実験をしたいとの依頼を受けたと主張していることは認め、その余は知らないし争う。

カ ⑤について

甲16号証に福島県大熊町町長と議長が板橋区長とともにホテル館を訪問したと記録されていることは認め、その余は知らないし争う。

キ ⑥について

大熊町での実証実験の様子が動画サイトyoutubeに掲載されていることは認め、その余は争う。

(6)「イ(エ)」について

争う。

(7)「イ(オ)」について

争う。

第5 原告の主張

1 社会的評価の低下について

万が一、被告の発言以前に原告に対する社会的評価が低下していたとしても、それ故に、その後の社会的評価を低下させる表現行為が名誉毀損行為にならないなどという主張は経験則及び以下の裁判例に反する。対象者の社会的評価が低下している場合であっても、さらに情報が幅広く掲載され、拡散されることによって、同人の社会的評価がより一層低下することは十分にあり得る。

(1) 東京高判平成25年9月6日（平成25年（ネ）第3228号ウエストロー2013WLJPCA09066002）

同判決は、控訴人が、インターネット接続業者である被控訴人に対し、同人の提供するインターネット接続サービスを利用して行われたインターネット上の本件掲示板にされた匿名の書き込みにより、名誉権を侵害されたとして、本件書き込み情報のうちの一部は、先にインターネット上の別掲示板に掲載されていた記事を転載したものか、雑誌に掲載されていたものであることが認められるところ、同情報を本件掲示板で見た者の多くがこれと前後して別掲示板の転載元の記事や本件雑誌の記事を読んだとは考えられないから、本件掲示板に同情報を投稿した行為は、新たに、より広範に情報を社会に広め、控訴人の社会的評価をより低下させたものといえると判断している。

すなわち、同判決は、既に公開されている情報によって社会的評価の低下があるとしても、別媒体への情報掲載により、より広範に情報を社会に広めることで、社会的評価の新たな低下を招くことがあることを認めている。

実際に、本件では、被告がフェイスブックやツイッターといったSNSにも情報を掲載することにより、より広範に情報を社会に広めているから、これにより原告の社会的評価が低下させられていることは明らかである。

(2) 名古屋高判平成16年9月16日(平成15年(ネ)第896号ウエストロー2004WLJPCA09169004)

同判決は、「歯科治療において大学院生の患者が、保険医療機関指定及び保険医登録の取消処分を受けた歯科医師(被控訴人)に対し、前歯4本を切断されたとして損害賠償請求訴訟を提起した」旨の記事(本件記事)につき、「被控訴人が、診療報酬の不正請求等を理由として保険医療機関指定及び保険医登録の取消処分を受けたという事実は、本件記事が掲載された当時、既に旧厚生省のホームページのみならず、複数の日刊紙上で報じられていたのであるから、被控訴人の社会的評価は、既に従前よりも低下していたといわざるを得ないが、さらに、スポーツ紙であるサンケイスポーツに掲載されることは、より広い読者への情報の伝播可能性を高めたともいえるから、なお、社会的評価を低下させるものというべきである。」と判示している。また、本件記事掲載の前日に掲載された山陽新聞の記事について、本件記事と同じく損害賠償請求訴訟提起の事実を報道するものであるものの、「一地方新聞におけるものであり、かつ、本件記事と1日違いで掲載されたものである」などとして、「本件記事が掲載されたサンケイスポーツの販売地域(北海道を除く東日本)において、本件記事の与える印象が既に広く社会に知れ渡っていたとまでは認めることができず、「本件記事の掲載によって新たに被控訴人の社会的評価は低下した」旨判示している。

すなわち、同判決は、既に公開されている情報によって社会的評価の低下があるとしても、別媒体への情報掲載により、より広い読者への情報の伝播可能性を高め、社会的評価の新たな低下を招くことがあることを認めている。同判決は、特に、媒体の性質(日刊紙かスポーツ紙か)や媒体の販売エリアなどの個別具体的な事情を基に、読者層が異なることを前提として、より広い読者への情報の伝播可能性を高めた点を重視するものである。

実際に、本件では、被告がフェイスブックやツイッターといったSNS

にも情報を掲載することにより、より広い範囲の読者への伝播可能性を高めているから、これにより原告の社会的評価が低下させられていることは明らかである。

(3) 東京高判平成5年9月29日判例タイムズ845号267頁

同判決は、本件記事が発表された当時、被控訴人の社会的評価は全体的に消極的な評価でしかなかったから、本件記事によりさらにその社会的評価が低下するものではないとの控訴人らの主張に対し、「どのような人でも、極端な例を挙げれば、極悪非道な犯罪で有罪判決が確定している人でも、人として尊重されるべき一定の社会的評価を有しているというべきであるから、その人に向かって何を言ってもよいなどといえるはずはない。特定の人を対象にして、その人の態度や性格などに関する消極的な事実を重ねて指摘し、あるいは暗示して、多数の人々に流布させることは、たとえその人について既に芳しからぬ評判が立っている場合であっても、さらにその社会的評価を低下させることになることは明らかである。」と判示している。

すなわち、同判決は、既に社会的評価が低下している者に対しても、同人の名誉を毀損する表現（事実摘示）を行えば、さらに社会的評価が低下することを認めるものである。

実際に本件では、仮に既に国会答弁や生息数調査において原告のホタル累代飼育やナノ銀放射能除染研究について何らかの消極的事実が示されていたとしても、さらにフェイスブックやツイッターといった伝播性の高い別媒体に、消極的な事実を重ねて指摘して多数の人々に流布しているのであるから、原告の社会的評価を低下させることになるのは明らかである。

2 事実を摘示した目的が専ら公益を図ることにはなかったことについて

被告は、板橋区の事業であるホタル館について、飼育実態をめぐる疑惑を解明することを目的しているのであるから、専ら公益を図る目的で事実の摘示及び論評が行われたと主張する。

しかし、後記「4 論評の域を出ていること」において詳述する通り、被告は原告の言動に対して、「ウソ」「偽装」「虚偽」「(区民を)だました」「バカげた」「インチキ」「詐欺」「いかがわしい」「たわ言」「でっちあげ」「犯罪的」「ウソを振りまく」「証拠をねつ造」「虚言」であると論評を行っている。これらの表現が相当ではないことは明らかであり、被告は原告の言動に対して論理的な反駁を加えているというよりも、もはや原告を誹謗中傷し、原告に対する敵意を一方的に表出させていると評価すべきである。

このような被告の態度からすると、本件事実の摘示及び論評は、専ら公益を図るためになされたものであるとは言えない。

3 真実性がないことについて

(1) ホタル館におけるホタルの累代飼育について

ホタル館における累代飼育の実態は既に提出している関係証拠からも明らかである。ホタル館における累代飼育の実態があったからこそ、原告はこれまで膨大なホタル飼育に関する論文を著し得たのである。

なお、乖離報告書に対する批判は別途論ずるが、ここでは、少なくとも、被告の主張は板橋区の認識とも異なっていることを明らかにしておく。

ホタル館を運営するうえでの委託業務を受けていたのは、「むし企画 高久秀雄」氏であったが、平成26年1月27日の生息調査の後、3日後の1月30日に「受託者が受託業務を履行できないことが明らかであるため」として板橋区から契約を解除された。現在高久氏は板橋区を相手に契約解除が無効であるとして訴訟を提起している（高久氏の代理人は本件の原告代理人と同じである）（事件番号平成26年（ワ）第18690号）。

この事件において、被告である板橋区から乖離報告書が提出されなかったために、法廷において釈明を求めたところ、ホタル飼育の実態については争わないという答弁であったため、このやりとりを客観化するために、原告高久氏から被告板橋区に対して求釈明をして、板橋区からの回答が以下の通りなされた。

<求釈明> (甲33)

「被告指定代理人篠岡氏は、平成27年4月10日の口頭弁論期日において、本件訴訟では、「乖離報告書の記載内容に基づく主張をする予定は無い」、「乖離報告書はホテル館のホテルのDNAに関するものであり、ホテルの飼育実態についてのものではない」、「ホテル館におけるホテル飼育の実態を争う予定は無い」と述べた。

以上を前提として、被告に対し以下の点について釈明を求める。

なお、実際には、ホテル持込みの事実はなくホテル館では累代飼育が行なわれていたのであり、以下の釈明によって、原告として、乖離報告書の記載内容が事実であると認めるものではないことを、念のため付言する。

1 被告指定代理人のいう「ホテル飼育の実態」について

被告指定代理人の「ホテル飼育の実態を争う予定は無い」との発言の趣旨を明確にされたい。

具体的には、①ホテル館においてホテルの持込みは無く、ホテルの累代飼育が行なわれていた実態を争わないという趣旨であるのか、それとも、②ホテル館においては累代飼育は行なわれておらず、持込みホテル飼育の実態しかなかったが、それでも、原告の委託業務自体の履行としては問題としないという趣旨であるのかを明確にされたい。

また、②である場合、ホテル館における「持込みホテル飼育の実態」は、平成25年度のみであるのか、それ以前からであるのか、後者である場合いつからであるのかも含めて、被告の認識を明確にされたい。

以下(略)

<被告板橋区による回答> (甲34)

「ホテル施設内で、ホテルが飼育されていたという事実は争わないという趣旨である」。

以上のとおり、板橋区そのものはホタル飼育の実態については認めている。これは被告のホタル飼育の「偽装」にまつわる発言が板橋区の認識と異なっていることを意味している。

(2) ナノ銀の放射性物質低減効果について

先述のように、原告はナノ銀による放射線低減効果について科学的検証を行い、研究発表会で発表までしている。被告は単に「放射能同位体の半減期は放射性同位体ごとに定まる確率のみによって定まり、その期間は科学的環境には一切依存せず、半減期は放射性同位体ごとの固有の期間となるものである」と主張するだけでなく、実際に自身が主張する上記理論について、科学的に実証されたい。

4 真実誤信相当性がないことについて

(1) 判断基準

被告も主張する通り、適示した事実又は論評の前提とした事実につき、真実性の証明がない場合にも、行為者において当該事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意または過失は否定されるとするのが判例理論である。

しかし、適示された事実を真実と信ずるについて相当な理由が行為者に認められるかどうかについて判断する際には、名誉棄損行為等時における行為者の認識内容が問題になるのであるから、行為時に存在した資料に基づいて検討されなくてはならない（最判平成14年1月29日裁判集民事205号233頁）。

そして、いかなる場合に真実と信ずるにつき相当の理由があったと言えるかは、一般的には、取材対象の信頼度、裏付け調査の程度、記事掲載の迅速性の要請、取材の信用度に対応した記事として掲載したか等の総合判断によって決せられるべきであるとされているところ（平成11年最判解660

頁)、本件では、行為者が区議会議員という一定の社会的影響力を有するものが発言を行っていることが重視されるべきである。

すなわち、区議会議員である被告がひとたび特定の人物、団体に対し、否定的な意見表明を行った場合には、一般市民が同様の行為を行った場合と比べて、意見表明の対象となった人物、団体の名誉に対して、決定的な打撃を与えることとなるのであるから、区議会議員たる被告が特定の人物、団体の社会的評価を低下させる恐れのある意見を表明する場合には、対象者の名誉を損なうことのないよう、入念な裏付け取材を行うべきである。

また、被告は実際に板橋区よりホテル館に関する情報を得たり、議会を通じてホテル館に関する質問を繰り返して情報を得ていたことからすると、被告は一般市民に比べ詳細な事実の調査が容易な立場にあったというべきである。

以上のことからすると、区議会議員たる被告が、ある事実を真実であると信じるにつき相当な理由があるというためには、被告にとって可能な限りの取材を行い、公表する事実が一応真実であると思わせるだけの合理的資料又は根拠があることが必要であるというべきである。

なお、以下の点を指摘しておきたい。

被告は区議として板橋区行政に対してその執行の内容を監視し、批判的に検討すべき地位にあったし、本来その立場にたって生息調査から懲戒処分に至る内容を吟味して、板橋区の不条理な決定やその行為から原告を守ることもしえ、またそのような立場からホテル館の存続のために尽力することが期待される立場にあった。

にもかかわらず、被告が行ったことは行政追従そのものであったし、行政の行為を無批判に受け入れ、原告のホテル飼育を偽装とほとんど決めつける発言を繰り返し、ナノ銀についても「インチキ」とこれに類する発言を繰り返し、結果として行政の処分の過ちを放置するばかりか、懲戒処分によって大きく傷ついた原告をさらに社会的に抹殺するような行動を繰り返したということなのである。このような被告の言動に真実誤信の相当性の認められ

る余地はない。

(2) ホタル館におけるホタルの累代飼育について

しかるに、被告は、ホタル館におけるホタル飼育が虚偽であると断定する前提として行った調査として、概ね以下のものを挙げている。

- ① 平成26年1月27日にいた板橋区環境課が実施したホタル館での生息数調査において、ホタルが2匹しか発見されなかったこと（被告準備書面（1）4頁）。
- ② 平成26年9月5日に放送されたTBSテレビ「Nスタ」内において、平成7年に報告していた20万匹という飼育数を原告が「ウソ」と発言したこと（同4頁）。
- ③ 板橋区資源環境部環境課が、被告が名誉棄損一覧表記載の発言をする前から、ホタル館について調査をしており、これにより被告は原告から報告されていた事実と調査結果との乖離を知ったこと（被告準備書面（2）15頁）。
- ④ 区議会区民環境委員会において、資源課長が「他所からホタルを持ち込んだとの証言がある」と答弁したこと（同15頁）。
- ⑤ 区議会内で質問を行ったこと（同15頁）
- ⑥ 原告の著書に目を通したこと（同15頁）

しかし、被告が行った調査は、その調査の時期が明確でないものも多く、どのような内容の調査内容であったのかもそのほとんどが明らかにされていない。

したがって、上記各調査を行った時期を明らかにするとともに、他に被告が行った調査があれば、そのことも併せて明確にされたい。

(3) ナノ銀の放射性物質低減効果について

また、被告がナノ銀の放射性物質低減効果について行った調査は以下の通

りである。

- ① 我孫子市教育委員会に平成24年11月20日に電話で確認をしたこと
(被告準備書面(2)17頁)。
- ② 柏市役所廃棄物政策課に平成24年11月20日電話で確認をしたこと
(同18頁)。

まず、①②について平成24年11月とあるが、平成26年の誤りと思料される。確認のうえ明らかにされたい。

ナノ銀の放射性物質低減効果がないと断定するに至った事実調査についても、上記以外に被告が行った調査があれば、時期を明示の上、内容を明らかにされたい。

4 論評の域を出ていること

被告は、本件各記述を政治的論評の典型例と断じている。

原告としては、本件各記述には、事実摘示、事実摘示か論評か曖昧なもの、及び論評が含まれていると思料しているが、とりあえず、念のため被告の主張について反論する。

(1) 被告の論評が論評としての域を逸脱したものであることについて

ある意見ないし論評が人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものであるか否かについては「表現自体の相当性のほか、当該意見ないし論評の必要性の有無を総合して判断すべきである。そして、上記必要性の有無については、相手方による過去の言動等、当該意見ないし論評が表明されるに至った経緯を考慮して判断すべき」である(東京地裁平成21年1月28日判決)。

(2) 被告の発言について論評とされる箇所

被告の発言について論評とされる箇所は、被告自身も認めている箇所も含めて、少なくとも、以下のとおりである。

すなわち、累代飼育に関して、被告は、本件記事1で「ウソ」「偽装」、本

件記事2で「多くのウソを言ってきた」、本件記事4で「虚偽」、議会発言で「(区が) だまされた」「(区民を) だました」と論評している。

また、ナノ銀に関して、被告は、所々の原告のナノ銀に関する主張を「バカげた」「インチキ」「詐欺」「非科学的・ニセ科学」「トンデモ」「いかがわしい」「たわ言」「でっちあげ」と論評し、また原告自体に対しても「犯罪的」、「ウソを振りまく」「証拠をねつ造」している、「虚言」を繰り返しているなどと論評している。

(3) 論評のとしての域を逸脱したものであることについて

ア 表現自体が相当でないことについて

原告の言動に対して「ウソ」「偽装」「虚偽」「(区民を) だました」「バカげた」「インチキ」「詐欺」「いかがわしい」「たわ言」「でっちあげ」「犯罪的」、「ウソを振りまく」「証拠をねつ造」「虚言」などと論評することが、ほとんど人格的な攻撃に及ぶものと受け止め得るものであって、表現自体相当でないことは論を待たない。

特に、検察官でもなく裁判官でもない被告が、原告に対して「犯罪的」とか「詐欺的」と論ずることは、人身攻撃そのものとしか言いようがない。

また、「非科学的・ニセ科学」「トンデモ」に関して、「非科学的・ニセ科学」とは、「本物だと偽った科学」、「トンデモ」とは「非常識な」という意味であることからすると、当該表現も相当でないことも論を待たない。

イ 被告には論評の必要性がなかったことについて

原告と被告との間においては、長年にわたり、相互に批判的言論の応酬が繰り返されてきたという背景はない。原告はもともと板橋区の一職員としてホテル館の業務を行っていたのであり、突然板橋区から不条理な懲戒免職処分を受け、板橋区に対してその反論をしていたところ、突然区議会議員である被告から、人身攻撃が行われ始めたものである。

また、累代飼育に関しては、平成26年7月15日に、原告代理人渡邊が被告に対して、ホテル飼育に関する実態や累代飼育を可能としてきた状況について説明し、平成26年1月27日に板橋区によって実施されたホ

タル生態調査の結果に関する説明も行った（訴状24頁）。

にもかかわらず、被告が、累代飼育、ナノ銀、「不正」に類する原告の言動について、「ウソ」「偽装」「虚偽」「(区民を)だました」「バカげた」「インチキ」「詐欺」「いかがわしい」「たわ言」「でっちあげ」「犯罪的」、「ウソを振りまく」「証拠をねつ造」「虚言」「非科学的・ニセ科学」「トンデモ」など原告の人格非難にまで及ぶ論評を行うことは、仮に累代飼育（の不存在）、ナノ銀（による放射能の低減はないこと）、「不正」に類する事実を証明しようとするものであっても、有効適切なものではないことは明白である。

本件においては、意見ないし論評の必要性を認めることはできない。

以上